

マーシャル諸島の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

1 マーシャル諸島の概要

マーシャル諸島共和国（英語では「Republic of the Marshall Islands」。以下「マーシャル諸島」という）²は、太平洋のミクロネシア地域で、赤道の北側に位置し、5つの珊瑚島と29の珊瑚環礁からなる共和制国家である。マーシャル諸島は、大きく分けて2つの地域に分けられる。即ち、東側にあるラタック（「日の出」を意味する「Ratak」）列島と、西側にあるラリック（「日の入」を意味する「Ralik」）列島である。国土の面積は、約181平方キロメートルであり、北海道の利尻島とほぼ同じ程度の大きさである。経済水域は約194万平方キロメートルであり、世界20位の広さである。首都は、ラタック列島のマジュロ環礁にあるマジュロである。通貨は米ドルである。マーシャル諸島の人口は、約6万人である³。民族構成は、ミクロネシア系マーシャル人が約92%を占める。宗教はキリスト教が圧倒的に多い（プロテスタント系が約85%、カトリック系が約8%、）。公用語は英語とマーシャル語である⁴。マーシャル諸島では、3つの社会階級がある。即ち、①Iroij（首長）、②Alap（氏族長）、③Dri Jerbal（平民／労働者）である。Iroij（首長）は、土地の所有、作物・魚の分配、紛争の鎮静について絶対的な権限を有している。Alap（氏族長）は、Iroij（首長）から任された土地の管理等の日常業務の遂行を行う。Dri Jerbal（平民／労働者）は、工事、野良仕事、漁業等を行う⁵。

現在のマーシャル諸島の地域は、1528年に、スペイン人であるアルバロ・デ・サーベドラが到達した。1668年にスペインが領有を宣言したが、実際に統治はしていなかった。1885年にドイツが保護領とした（ドイツ領ミクロネシア）が、第一次世界大戦時の1914年に日本が占領し、1920年に日本の委任統治領となった⁶。太平洋戦争時には、日本の南洋庁の

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所

（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 国名の「マーシャル」は、1778年に付近の海域を通過・調査した英国人船長であるジョン・マーシャルに由来する。

³ <https://www.worldometers.info/world-population/marshall-islands-population/>

⁴ 本稿におけるマーシャル諸島の概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023年版』（二宮書店、2023年）473～474頁、②『エピソードで読む 世界の国243』（山川出版社、2021年）256頁等を参照した。

⁵ https://www.foejapan.org/old/energy/save_paradise/rmi/culture.html

⁶ 日本による委任統治の時代、現地人への日本語教育が行われていた。また、日本人移民も

管轄下で「ヤルト支庁」が置かれ、日本による直接統治が行われた。1944年、米軍による徹底的な爆撃により、日本軍は多くの戦死者を出して敗退した。第二次世界大戦後の1947年、ミクロネシア地域（現在のミクロネシア連邦、パラオ、マーシャル諸島、マリアナ諸島にあたる）は、米国の信託統治領となった。米国は、1946年から1958年までの間に、マーシャル諸島のビキニ環礁及びエニウエトク環礁において、67回もの核実験を繰り返した。とくに、1954年3月1日の水爆実験（「ブラボー実験」）では、1,400隻以上の船が多量の放射性降下物（死の灰）を浴びて被ばくした⁷。その中には、日本の遠洋マグロ漁船「第五福竜丸」も含まれており、静岡県の焼津港に帰港してから半年後に、無線長であった久保山愛吉氏が死亡したことから、日本でも大きな社会問題となった⁸。その後、1965年に、ミクロネシア議会が発足したが、マーシャル諸島は1978年の住民投票でミクロネシア連邦から脱退することを決定し、1979年にはマーシャル諸島憲法を制定し、自治政府が発足した。

マーシャル諸島を軍事拠点として重視していた米国は、1982年に「自由連合盟約」（Compact of Free Association (COFA)、通称はCompact）を締結した。これは、一定期間、マーシャル諸島の国防・安全保障の権限と一部の外交権限を米国に委ねる代わりに、マーシャル諸島が米国から経済援助を受ける、という内容のものであった。1986年10月に自由連合盟約（Compact）が発効し、マーシャル諸島は独立を果たした。1991年には国連に加盟した。2003年には第二次「自由連合盟約」（通称はCompact II）が締結されたが、2023年に期限が到来するため、現在、さらなる延長に向けた交渉が行われている⁹。国土の9%を占めるクエジェリン（Kwajalein）島は、米軍がミサイル実験基地のために租借している。なお、マーシャル諸島は、1998年に台湾と国交を樹立するとともに、中国とは断交した。

マーシャル諸島は、従来、太平洋諸島フォーラム（PIF）加盟国との関係を重視してきたが、2021年以来、ミクロネシア諸国の同フォーラムからの脱退騒動が勃発していた。これは、2021年の同フォーラムの事務総長選出でミクロネシア諸国が軽視されていることを理由とするものである。最近、次期事務総長がミクロネシア地域から選出される見込みが強

多かった。その名残として、現在でも、日本語の多くの言葉が現地で残っている。その例として、「ヤキュー」、「サンボ」、「デンキ」、「アメダマ」、「アミモノ」等がある。また、日本人の姓や名（例えば、「ユミコ」、「アヤコ」、「ミヤゾエ」等）が、現地人の名に使われていることもある（安藤孝政著「マーシャル諸島の概要とビジネスの現状」（2022年）を参照）。

⁷ ビキニ環礁核実験場は、2010年に、「負の世界遺産」として登録された。

⁸ 「第五福竜丸」の乗組員だけでなく、ビキニ環礁の多くの島民等も被爆したことは、全世界的な原水爆禁止・核廃絶運動の広がり端緒となった（前掲『エピソードで読む 世界の国 243』256頁）。また、1954年11月に公開された映画『ゴジラ』は、ビキニ環礁等での米国の水爆実験に着想を得て制作されたものである（「生き続けるゴジラ —マーシャル諸島・反核運動・被ばく・放射性廃棄物」（『太平洋諸島の歴史を知るための60章 —日本とのかかわり』（明石書店、2019年）所収）278～279頁）。

⁹ https://www.spf.org/pacific-islands/breaking_news/20220620-2.html

まったため、脱退騒動は沈静化する方向にある¹⁰。

マーシャル諸島では、貨幣経済と自給自足経済が混在している。主な産業は、観光業・漁業・農業（ココナッツ等）である。マーシャル諸島から日本への輸出品としては、マグロが最も多い。マーシャル諸島は、便宜置籍船が多く、タックスヘイブンとしても知られている。また、外国船に対する漁業許可のライセンス料収入も多い。マーシャル諸島の貿易収支は慢性的な赤字が続いており、現在でも経済的自立は困難な状況にある。歳入の約6割を、米国からの財政援助が占めている。

2 マーシャル諸島の法制度

マーシャル諸島の法制度は、米国法の影響を強く受けた法制度であるといえるが、他方、伝統的慣習・文化に対する配慮もそこかしこに見受けられる。法源としては、①憲法、②制定法、③条約、④信託統治領法、⑤判例法、⑥慣習法がある¹¹。憲法は、国の最高法規であり、他の法源は憲法に反するものであってはならない。マーシャル諸島の制定法が「Marshall Islands Code」として1975年に法典化され¹²、その後も改訂されて「Marshall Islands Revised Code」となった。最新版は2014年版である¹³。条約で最も重要なものは、前述した「自由連合盟約」(Compact)の最新版である。条約は、議会によって批准されなければ効力を生じない。マーシャル諸島が米国の信託統治領であった期間に制定された法律は、憲法に反しない限度においてのみ、現在でも効力を認められる。判例法は、マーシャル諸島の裁判所の判例法のほか、憲法及び制定法の規定に反しない限り、米国の裁判所の判例法も参照される。慣習法は、制定法又は判例法で宣言されることによって、慣習法の効力が認められる¹⁴。

II 憲法

1 総説

マーシャル諸島の憲法は、1979年3月1日に実施された国民投票により承認され、同年5月1日に発効した。

マーシャル諸島憲法の体系は、表1のとおりである¹⁵。

表1：マーシャル諸島憲法の体系

¹⁰ https://www.spf.org/pacific-islands/breaking_news/20230215-1.html

¹¹ Herbert M. Kritzer, Legal Systems of the World III(2002), p.981-982.

¹² http://www.pacii.org/mh/indices/legis/2004_intro.pdf

¹³ http://www.pacii.org/mh/indices/legis/MIRC_2014_TOC.html

¹⁴ Herbert M. Kritzer, Legal Systems of the World III(2002), p.981-982.

¹⁵ マーシャル諸島憲法（英語）は、下記リンク先に掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Marshall_Islands_1995.pdf?lang=en

前文	
第 1 条 憲法の最高法規性	第 1 項～第 4 項
第 2 条 権利章典	第 1 項～第 18 項
第 3 条 首長 (Iroij) 評議会	第 1 項～第 11 項
第 4 条 立法	第 1 項～第 21 項
第 5 条 行政	第 1 項～第 12 項
第 6 条 司法	第 1 項～第 5 項
第 7 条 公共サービス	第 1 項～第 11 項
第 8 条 財政	第 1 項～第 15 項
第 9 条 地方政府	第 1 項～第 2 項
第 10 条 伝統的権利	第 1 項～第 2 項
第 11 条 市民権	第 1 項～第 3 項
第 12 条 憲法改正	第 1 項～第 6 項
第 13 条 経過規定	第 1 項～第 7 項
第 14 条 一般規定	第 1 項～第 6 項

2 統治機構

(1) 立法府

マーシャル諸島の立法府としては、議会 (Nitijela) と首長評議会 (Council of Iroij) がある。これら 2 つを立法府に位置付けて「二院制」と捉える考え方と、首長評議会を行政府に位置付けて「一院制」と捉える考え方がある。「二院制」と捉える考え方においては、議会 (Nitijela) が下院、首長評議会 (Council of Iroij) が上院に位置付けられる。

立法権は、議会 (Nitijela) に属する。議会は、任期 4 年の議員 33 名により構成される。議会議員選挙は、計 24 区域の小選挙区 (19 区域) と大選挙区 (5 区域) で行われる。選挙権は 18 歳、被選挙権は 21 歳から認められる。

大統領は、①内閣不信任案が 2 度提出されたが 2 度とも否決され、その 2 度の不信任案の間に他の大統領が就任していない場合、②議会が、不信任決議に続く大統領の辞任の申し出以外の理由で大統領の選出を進めた日から 30 日以内に、内閣が任命されていない場合、議会を解散することができる。

また、首長評議会 (Council of Iroij) は、12 名の伝統的指導者で構成され、諮問機関としての役割を担っている。例えば、首長評議会は、マーシャル諸島に関係するあらゆる事項を検討し、内閣に意見を述べることができる。また、議会に対し、慣習法、伝統的慣習、土地所有権等の関連事項に影響を及ぼす法案の再検討を要請することができる。

(2) 行政府

マーシャル諸島の行政府としては、内閣がある。行政権は内閣に帰属し、内閣の構成員は連帯して議会に対して責任を負う。内閣の構成員は、大統領及び閣僚である。

大統領は、国家元首である。大統領の任期は 4 年である。マーシャル諸島は、米国とは異なりウェストミンスターシステムを採用しており、大統領は、議会（Nitijela）議員の中から、過半数の投票により選任される。大統領は、議会の同意を得て、議会議員の中から、閣僚を指名する権限を有する。

議会の会議において、内閣の構成員でない 4 名以上の議会議員は、内閣不信任の動議を提出することができる。この動議は、通知を発した日から 5 日以上 10 日以内に開催される議会総会において議決されなければならない。不信任の動議が議会の総議員の過半数の賛成で可決された場合、大統領は辞職を申し出たものとみなされる。大統領が辞職を申し出たとみなされた日から 14 日経過しても議会が新大統領を選出しない場合、不信任決議及び大統領の辞職の申し出は失効する。

（3）司法府

マーシャル諸島には、①最高裁判所（Supreme Court）、②高等裁判所（High Court）、③地方裁判所（District Court）、④共同体裁判所（Community Court）、及び⑤伝統的権利裁判所（Traditional Right Court）がある。

最高裁判所は、上訴審を管轄する終審裁判所である。最高裁判所は、1 名の首席裁判官と 2 名の陪席裁判官で構成される。陪席裁判官には、外国（米国第 9 巡回区控訴裁判所、パラボ、北マリアナ諸島、カナダ等）の法律家が採用されている¹⁶。

高等裁判所は、法律上及び事実上の問題を含む事件に対する一般的な管轄権を有するとともに、地方裁判所からの上訴事件をも管轄する。

地方裁判所は、高等裁判所と同様に、法律上及び事実上の問題を含む事件に対する一般的な管轄権を有する。これには、請求額又は財産の価値が 1 万米ドル以下の民事事件、及び最高刑が 4,000 米ドル以下の罰金刑又は 3 年未満の拘禁刑の刑事事件が含まれる。但し、憲法により高等裁判所に属するとされた事項、海事に関する事項、土地の所有権又は利益に関する事項は除く。また、地方裁判所は、共同体裁判所からの上訴事件をも管轄する¹⁷。

共同体裁判所は、24 の地方行政区域の裁判所である。請求額又は財産の価値が 200 米ドル以下の民事事件、及び最高刑が 400 米ドル以下の罰金刑又は 6 か月以下の拘禁刑の刑事事件について、一般的な管轄権を有する。但し、憲法により高等裁判所に属するとされた事項、海事に関する事項、土地の所有権又は利益に関する事項は除く¹⁸。

伝統的権利裁判所は、慣習法及び伝統的慣習に関連する土地の所有権又は利益に関する事項を管轄する裁判所である。Iroijlaplap（高位首長）と、場合により、Iroijedrik（下位

¹⁶ <http://www.pacli.org/mh/courts.html>

¹⁷ <http://www.pacli.org/mh/courts.html>

¹⁸ <http://www.pacli.org/mh/courts.html>

首長)、Alap (氏族長)、Dri Jerbal (平民／労働者) の裁判官で構成される¹⁹。高等裁判所と最高裁判所は、慣習法及び伝統的慣習に関わる事件では、伝統的権利裁判所の判断を適切に尊重しなければならない。伝統的権利裁判所によってなされた慣習法及び伝統的慣習に関する事実認定は、明らかに誤っている場合にのみ覆されるのみとされる。高等裁判所は、伝統的権利裁判所の判断が明らかに誤りであるか、法律に反している場合を除き、これを採用しなければならない²⁰。

4 人権

マーシャル諸島憲法は、主に「第 2 条 権利章典」、「第 10 条 伝統的権利」、「第 11 条 市民権」等において、人権規定を置いている。

マーシャル諸島憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、以下の点が挙げられる。

- ①陪審員による裁判を受ける権利が、明文で保障されている (2 条 4 項 6)。
- ②土地の権利の取得のためには極めて厳格な要件及び手続が必要であること、土地の権利が剥奪又は制限される場合の補償等について、詳細な規定がある (2 条 5 項)。
- ③死刑は廃止されている (2 条 6 項 1)。
- ④18 歳以下の者に対しては、重労働による拘禁刑を科してはならないものとされている (2 条 6 項 2)。
- ⑤人身保護令状について詳細な規定が置かれている (2 条 7 項)。
- ⑥何人も、名指しされ又は容易に特定できる個人又は集団を処罰の対象とする報復的法律により処罰されることはない (2 条 8 項 2)。
- ⑦「債務を理由とする身体的拘束」は、原則として禁止されている。但し、債務返済を行うための合理的な時間が与えられ、それを行う手段があることが判明した場合は、この限りではない (2 条 10 項)。
- ⑧徴兵には、原則として応じなければならない。但し、良心的兵役拒否も認められている (2 条 11 項)。
- ⑨「政府は、責任ある倫理的な政治を求める国民の権利と、包括的な倫理規範に合致した政治を行うために合理的かつ必要なあらゆる措置を講じる義務を認識する」と規定されている (2 条 16 項)。
- ⑩「伝統的権利」に関する規定を置いている (10 条)。例えば、「第 2 条 権利章典」のいかなる規定も、土地の権利等に関する慣習法又は伝統的慣習を無効にするものではないこと等が明文で規定されている (10 条 1 項 1)。
- ⑪マーシャル諸島における土地又は土地の権利は、国民、国民が 100% 所有する法人、共和国政府もしくは地方政府、又は共和国の法律に基づいて構成された公社もしくはその他の

¹⁹ <http://www.pacli.org/mh/courts.html>

²⁰ <http://www.pacli.org/mh/indices/cases/milrdigest2015.html>

法定機関によってのみ保持される（10条1項3）。即ち、マーシャル諸島の国民でない者、内資100%でない法人は、マーシャル諸島の土地又は土地の権利の取得は認められない。

Ⅲ 民法

マーシャル諸島では、土地の権利は非常に複雑で、しばしば争点となる問題である。土地の所有権は、社会階級によって異なる。Iroij（首長）は、環礁内の島全体又は島の一部の所有権を有する。Alap（氏族長）は、Iroij（首長）の下にあるいくつかの区画の土地の所有権を有する。Dri Jerbal（平民／労働者）は、自分が住んでいる区画の土地の所有権を有する。このように、1区画の土地は、上記の3つの階級から1名ずつ、少なくとも3名の個別の土地所有者によって所有されている²¹。

憲法によると、マーシャル諸島の国民でない者、内資100%でない法人は、マーシャル諸島の土地又は土地の権利の取得は認められない。しかし、土地所有権を有するIroij（首長）からリースを受けることは可能である²²。Iroij（首長）は土地の権利を他人に与えることができるが、どのような状況でも土地の所有権はIroij（首長）にある。外国の個人・法人は、慣習的な土地所有者グループと直接リース契約を交渉する必要がある。土地は永続的にリースすることもできるが、多くのリースの期間は50年であり、更新も可能である。例えば、米国政府へのクワジェリンの土地リースは50年（2066年まで）で、さらに20年の更新オプションがある。土地の所有権に対する抵当権は認められていないが、商業用リース契約や土地のリース料を担保にすることは可能である。マーシャル諸島では土地の所有権に関する文書は少ないが、一般に地元住民は自分の環礁にある各土地の区画を誰が管理しているかを知っている。2003年、マーシャル諸島政府は土地登録局を設立し、慣習的な土地の自主的な登録を行い、所有権に関連する文書を記録する法的枠組みを確立した²³。

なお、マーシャル諸島の土地は、母系の世襲制度により相続される²⁴。

Ⅳ 会社法

外国企業がマーシャル諸島に投資しようとする場合、「外国投資事業許可」を取得しなければならない。また、マーシャル諸島で事業を行うためには、マーシャル諸島国内企業を設立するか、外国企業としての登録を行わなければならない²⁵。

²¹ https://www.foejapan.org/old/energy/save_paradise/rmi/culture.html

²² <https://www.state.gov/reports/2021-investment-climate-statements/marshall-islands/>

²³ <https://www.state.gov/reports/2021-investment-climate-statements/marshall-islands/>

²⁴ https://www.foejapan.org/old/energy/save_paradise/rmi/culture.html

²⁵ 『太平洋島嶼国投資ガイド（2022年10月改訂）』（太平洋諸島センター）42頁。

<https://pic.or.jp/publication/?type=other>

マーシャル諸島の会社法等は、前述した「Marshall Islands Revised Code」²⁶の「Title 52」として掲載されている。そのうち、「Business Corporations Act」は、米国デラウェア州の会社法を範として制定されたものである²⁷。「Business Corporations Act」13条によると、本法の適用及び解釈にあたっては、米国デラウェア州等の法律を参照するものとしている。

外国人・外国企業がマーシャル諸島で会社を設立する場合によく利用される会社形態としては、①有限責任会社（Limited Liability Company, LLC）と②国際ビジネス会社（International Business Company, IBC）の2つがある。

LLCは、IBCとパートナーシップの両方の機能を備えたものであり、最近の利用が増加している。マーシャル諸島でLCCを設立する場合、名称の末尾に、「Limited Liability Company」、「L.L.C.」、「LLC」のいずれかの語を付しなければならない²⁸。

また、IBCは、外国人・外国企業によりマーシャル諸島で最もよく利用されるオフショア会社であり、主に、国際貿易、国際的な合弁事業、知的財産権等の所有等のために利用されることが多い。マーシャル諸島でIBCを設立する場合、名称の末尾に、「Corporation」、「Incorporated」、「Company」、「Limited」又はこれらの略語を付しなければならない²⁹。

マーシャル諸島で外国人・外国企業がLLC又はIBCを設立するメリットを挙げると、①外国人・外国企業の100%出資が認められていること、②一定の要件の下で、税金の全額免除が受けられること、③最低資本金制度が無いこと、④会計・監査の記録を政府に提出する必要がないこと、⑤名目上の取締役・オフィサーが認められること、⑥有限責任を享受しつつ、企業内の組織構造や利益・損失の分配等を柔軟に設定できること、⑦マーシャル諸島の法制度は米国法に類似していること、⑧公用語が英語であり、手続を英語で進めることが可能であること等である。

但し、マーシャル諸島で登録された特定の事業体に対しては、「2018年マーシャル諸島経済的実体規則」に従わなければならない。同規則によると、マーシャル諸島で1つ以上の関連活動を行う関連事業体は、管轄区域における経済的実体の実際のレベルに関する報告義務を負う³⁰。

V 民事訴訟法

マーシャル諸島の民事訴訟に関する法律は、前述した「Marshall Islands Revised

²⁶ http://www.paclii.org/mh/indices/legis/MIRC_2014_TOC.html

²⁷

<https://marshallislandslawyers.com/u-s-law-guides-marshall-islands-law-and-practice>

²⁸ <https://bbcincorp.com/offshore/articles/the-marshall-islands-llc>

²⁹ <https://bbcincorp.com/offshore/articles/marshall-islands-ibc>

³⁰ 吉田麗子著「タックスヘイブンの経済的実体と外航海運業への影響」（『シンガポール日本商工会議所 2021年3月月報』所収）。

<https://www.city-yuwa.com/publication/shared/pdf/ReikoYoshida20210309.pdf>

Code」³¹の「Title 29」として掲載されている。「Title 29」の「Civil Procedures Act」には、送達、手数料、被告の欠席、訴訟当事者の死亡と請求権の存続、死亡を理由とする訴訟、訴訟時効、上訴、再審、証言録取、寄与侵害、不法行為等に関する規定が含まれている。

民事訴訟法の分野においても、米国法の影響が顕著である。即ち、マーシャル諸島の民事訴訟規則は、米国連邦民事訴訟規則をモデルとして制定されたものである。また、マーシャル諸島の全ての弁護士は、米国法曹協会（American Bar Association）の弁護士業務模範規則（Model Rules of Professional Conduct）に拘束される³²。

マーシャル諸島は、1958年に、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟した。太平洋諸国では、他に、パプアニューギニア、フィジー、クック諸島、パラオが同条約に加盟している。

VI 刑事法

マーシャル諸島における刑事制裁としては、現物返還（被害物件の所有者に対し現物を返還するよう犯罪者に求める制裁）、被害弁償（被害者への金銭支払を犯罪者に求める制裁）、罰金刑、没収刑、営業停止（販売・営業の場所を一定期間、無効とし又は停止する制裁）、居所指定命令（居所を特定の地域に限定するよう犯罪者に求める制裁）、プロベーション（一定の条件を遵守させつつ犯罪者を社会内で生活させる制裁）、労働刑（犯罪者の身体的能力に合わせて、公共事業に従事させ、又は重労働を行わせる制裁）、拘禁刑があるが、死刑は廃止されている³³。

マーシャル諸島の刑法の特徴的な点を挙げると、例えば、以下のものがある。

- ①児童の人身売買を行った場合、第2級の重罪を犯したものとして、20,000米ドル以下の罰金、10年以下の拘禁刑を科するものとしている（251.8条）。
- ②動物又は死体に対して、一方の性器及び他方の口、肛門又は性器に関与する性的満足を得る行為を故意に行った場合、第3級の重罪を犯したものとして、5,000米ドル以下の罰金、35か月以下の拘禁刑を科するものとしている（213.7条）。
- ③近親相姦を行った場合、第3級の重罪を犯したものとして、5,000米ドル以下の罰金、35か月以下の拘禁刑を科するものとしている（230.2条）。

マーシャル諸島における刑事事件の管轄について述べると、共同裁判所は、最高刑が400米ドル以下の罰金刑又は6か月以下の拘禁刑の刑事事件について、第一審の管轄権を有する。地方裁判所は、最高刑が4,000米ドル以下の罰金刑又は3年未満の拘禁刑の刑事事

³¹ http://www.pacii.org/mh/indices/legis/MIRC_2014_TOC.html

³²

<https://marshallislandslawyers.com/u-s-law-guides-marshall-islands-law-and-practice>

³³ 永田憲史著「マーシャル諸島共和国の刑事制裁」（『関西大学法学論集 57-5』（関西大学法学会、2008年）所収）52～61頁。

件について、第一審の管轄権を有するほか、共同体裁判所からの上訴事件の管轄権をも有する。高等裁判所は、最高刑が 4,000 米ドル超の罰金刑又は 3 年以上の拘禁刑の刑事事件について、第一審の管轄権を有するほか、地方裁判所からの上訴事件の管轄権をも有する。さらに、最高裁判所は、高等裁判所からの上訴事件の管轄権を有する³⁴。

Ⅶ おわりに

マーシャル諸島は、日本が委任統治していたことから結びつきは強い。観光地としても極めて魅力的な国であるほか、水産資源も豊かである。また、マーシャル諸島は、軍事的・戦略的に太平洋における重要な位置を占めている。さらに、英語を公用語とし、民主主義の下で、政治は比較的安定している。このようなことから、マーシャル諸島は、今後も、日本企業にとって重要な貿易・投資相手国の一つであり続けるであろう。引き続き、マーシャル諸島の法制度の動向について注目していきたい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.51 No.4』（国際商事法研究所、2023 年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第 14 回 マーシャル諸島」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

³⁴ 永田・前掲書 50～51 頁。